

島根県報

令和元年10月11日(金)

号外第54号

https://www.pref.shimane.lg.jp/

目 次

【規 則】

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (人 事 課) 2

島根県青少年の健全な育成に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (青 少 年 家 庭 課) 2

【公安規則】

金属くずの取扱いに関する条例施行規則 (警察本部) 3

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則 (" ") 18

公布された条例等のあらまし

◇職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (規則第37号)

1 規則の概要

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(以下「整備法」という。)の施行に伴う規定の整理(第5条の4関係)

2 施行期日

整備法附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行することとした。

◇島根県青少年の健全な育成に関する条例施行規則の一部を改正する規則(規則第38号)

1 規則の概要

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係条例の整備に関する条例の施行に伴う規定及び 様式の整理(第4条・様式第1号・様式第5号関係)

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年10月11日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第37号

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例施行規則(昭和29年島根県規則第15号)の一部を次のように改正する。

第5条の4中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元 年法律第37号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に退職した者がこの規則による改正前の職員の退職手当に関する 条例施行規則第5条第3号に掲げる者に該当する場合には、この規則による改正後の職員の退職手当に関する条例施行 規則第5条の4に規定する職員の退職手当に関する条例(昭和29年島根県条例第8号)第8条第1項に規定する知事が 別に定める者とみなす。

島根県青少年の健全な育成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年10月11日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第38号

島根県青少年の健全な育成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

島根県青少年の健全な育成に関する条例施行規則(昭和40年島根県規則第30号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第4号を削り、同項第5号中「図書類自動販売等管理者」を「図書類の販売又は貸付けを管理する者(以下「図書類自動販売等管理者」という。)」に改め、同号を同項第4号とし、同項中第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条第3項中「資格証明書、」を削る。

様式第1号表面(注)4を削り、同様式表面(注)中5を4とし、6を5とし、7を6とする。

様式第5号表面(注)4を削り、同様式表面(注)中5を4とし、6を5とし、7を6とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会規則

金属くずの取扱いに関する条例施行規則をここに公布する。

令和元年10月11日

島根県公安委員会委員長 遠 藤 充 子

島根県公安委員会規則第4号

金属くずの取扱いに関する条例施行規則

金属屑の取扱に関する条例施行規則(昭和32年島根県公安委員会規則第13号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、金属くずの取扱いに関する条例(昭和32年島根県条例第27号。以下「条例」という。)の施行に関 し必要な事項を定めるものとする。

(業務の開始の届出)

- 第2条 条例第3条第1項又は第2項の規定による届出は、金属くず商届出書(様式第1号)により行うものとし、本人 (法人にあっては、その代表者)及び管理者を置くときはその者の写真(届出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三 分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真であって、裏面に氏名及び撮影年月日 を記載したもの。以下同じ。)を2枚添付するものとする。
- 2 前項の届出書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付するものとする。
 - (1) 届出者が個人である場合 住民票の写し(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第5号に掲げる事項(外国人にあっては、同法第30条の45に規定する国籍等)を記載したものに限る。次号、第3号及び次条第2項において同じ。)
 - (2) 届出者が法人である場合 定款、登記事項証明書及び代表者の住民票の写し
 - (3) 管理者を置く場合 管理者の住民票の写し

(従業員による行商等の届出)

- 第3条 条例第4条の規定による届出は、金属くず商従業員届出書(様式第2号)により行うものとし、当該従業員の写真を2枚添付するものとする。
- 2 前項の届出書には、当該届出に係る従業員の住民票の写しを添付するものとする。

(証明書の様式)

第4条 条例第5条第1項の証明書(以下「証明書」という。)は、金属くず商に対するものにあっては金属くず商届出証明書(様式第3号)によるものとし、管理者及び従業員に対するものにあっては金属くず商(管理者・従業員)届出証明書(様式第4号)によるものとする。

(届出事項の異動の届出)

第5条 条例第5条第2項の規定による届出は、異動届出書(様式第5号)により行うものとし、第2条第2項及び第3条第2項に規定する書類のうち当該届出の異動事項に係る書類を添付するものとする。この場合において、証明書の記載事項に異動を生じたときは、当該証明書及び当該証明書に係る者の写真2枚を添付するものとする。

(証明書の毀損等の届出)

第6条 条例第5条第3項の規定による届出は、証明書(毀損・亡失・盗難)届出書(様式第6号)により行うものとし、当該証明書に係る者の写真を2枚添付するものとする。この場合において、当該届出が証明書の毀損によるものであるときは、当該毀損した証明書を返納しなければならない。

(証明書の返納の届出)

第7条 条例第7条の規定による証明書の返納は、証明書返納届出書(様式第7号)により行うものとし、当該返納に係る証明書を添付するものとする。

(標識の様式)

第8条 条例第8条の標識は、様式第8号によるものとする。

(確認の方法)

第9条 条例第10条第1項の確認は、身分証明書、運転免許証、国民健康保険被保険者証その他の相手方の住所及び氏名 を証する資料(一を限り発行又は発給されたものに限る。)の提示を受け、又は相手方以外の者で相手方の身元を確か めるに足りるものに問い合わせる方法により行わなければならない。

(帳簿の様式等)

- 第10条 条例第11条第1項の帳簿は、金属くず受払台帳(様式第9号)によるものとする。
- 2 条例第11条第1項各号に掲げる事項が、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。次条及び第12条において同じ。)により記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって同項に規定する帳簿への記載に代えることができる。

(帳簿に代わるもの)

- 第11条 条例第11条第2項に規定する帳簿に代わるものは、取引伝票その他これに類する書類であって、同条第1項各号 に掲げる事項を取引ごとに記載することができる様式のものとする。
- 2 金属くず商等(条例第5条第1項に規定する金属くず商等をいう。)は、前項の帳簿に代わるものに記載し、又は記録したときは、行商に従事した後速やかに前条第1項の帳簿に記載し、又は同条第2項の電磁的方法により記録しなければならない。

(電磁的方法による記録の保存)

第12条 条例第11条第1項各号に掲げる事項が、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもって同条第3項に規定する帳簿の保存に代えることができる。

(帳簿の毀損等の届出)

第13条 条例第11条第4項の規定による届出は、帳簿(毀損・亡失)届出書(様式第10号)により行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に交付されている改正前の金属屑の取扱に関する条例施行規則(以下「旧規則」という。)第 3条の規定による証明書は、この規則による改正後の金属くずの取扱いに関する条例施行規則(以下「新規則」とい う。)第4条の規定による金属くず商届出証明書及び金属くず商(管理者・従業員)届出証明書とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に掲示している旧規則第7条第1項の規定による標識は、新規則第8条の規定による標識とみなす。
- 4 この規則の施行の際現に使用している旧規則第9条第1号の規定による帳簿(同号ただし書の規定により公安委員会の承認を得た商業帳簿又は複写伝票等(次項において「商業帳簿等」という。)を除く。)は、新規則第10条第1項の規定による帳簿とみなす。

- 5 この規則の施行の際現に使用している商業帳簿等は、この規則の施行の日(次項において「施行日」という。)から 令和2年3月31日までの間は、新規則第10条第1項の規定による帳簿とみなす。
- 6 この規則の施行の際現に条例第5条第1項の規定により証明書を交付されている者による帳簿又はこれに代わるもの への記載については、新規則の規定にかかわらず、施行日から令和2年3月31日までの間は、なお従前の例によること ができる。

様

第 1 -	号	(第:	2	製	系)																							
													届.		出							※ i						
													年	月 —	月 —							~	F	号	-			
									金	属	2	<		ず		商	J	畐	出		書							
. 1-		属	< -	ず σ.	取	水扱	ない	に	関す	⁻ る条	∊何	第	3	条	の	規定	≟ (3	こよ	り、	. 13	4 係	書類	を	添。	え	て届け	出	ま
す	0																					年			月		日	
	島	根!	県 🤇	公多	そ委	美	会		様							<i>~</i>												
										届出	1 者		住		所	(法	人的	こあ・	ってド	は、	主た	る事務	汧	の所	在地	也)		
													氏		名	(法	人的	こあ・	ってに	す、	その	名称及	び	代表	者(の氏名)	₽	
			1							1																		
				本					籍																			
		個		住					所	₹																		
																					電話	舌						
金		人		氏		. b	が	な) 名																	-		
属					<u> </u>	年	 月		日									名	丰			1		日		*	写	真
				((ふ	. り	が	な)																			
<				名					称																			
		法						務		₹																		
ず				T))]	所	在	Ξ :	地												電話	舌						
商				代		白	È		所	₹																		

(ふりがな)

氏 名

生年月日

人

者

電話

月

日

年

※写真

		(& !) が た	(۶								
	名	7		称								
営	P	Í	在	地	〒			電話				
ᅫᄼ		本	Ĩ.	籍								
業	管	住	E	所	₹							
所	理							電話				
	-1*		ふりか -			 	 					
	者	迅	<u> </u>	名							※ 写	真
		生	年 月	日日			年	月	ŀ	3		
		本	ξ	籍								
	/	(4)	i-a	=r	₹							
法	個	住	<u> </u>	所				電話				
	人) 赶	ふりか	ぶな) 名		 	 					
定				-т <u>н</u>								
		生	年月	日日			年	月	ŀ	3		
代		(ふりか	(な)		 	 					
		名	,	称								
理	法	Ė	Eたる事	務所	₹							
		σ.	所有	E 地				電話				
人					₹							
	人	代	住	所				電話				
		表	(ふり)がな)				电前				
		者	氏	名		 	 					

- 1 ※印欄には、記載及び写真の貼付をしないこと。
- 2 届出者の押印は、署名することにより代えることができる。

様式第2号(第3条関係)

金属くず商従業員届出書

金属くずの取扱いに関する条例第4条の規定により、関係書類を添えて届け出ま す。

年 月 日

島根県公安委員会 様

住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

届出者

氏 名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

 \bigcirc

金	氏名又は名称		
属くず	営業所の名称		
商	証明書届出年月日 及び証明書番号	年 月 日 第	号
	本籍		
従	住所	電話	
業	(ふりがな) 氏 名		
員	生 年 月 日	年 月 日	※ 写 真
	※ 証 明 書 番 号	第 号	

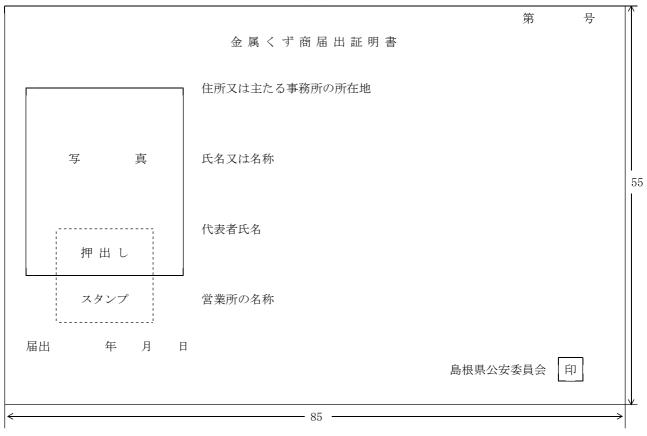
別紙 (従業員が2人以上の場合のみ記載)

	本籍		
従	住所	₸	
		電話	
業	(ふりがな)		
	氏 名		
員	生 年 月 日	年 月 日	※ 写 真
	※証明書番号	第	
	本籍		
従		〒	
	住所	電話	
	(ふりがな)	电前	
業			
	氏 名		
員	生 年 月 日	年 月 日	※ 写 真
	※証明書番号	第 号	
	本 籍		
従		〒	
	住所		
		電話	
業	(ふりがな)		
	氏 名		
員	生 年 月 日	年 月 日	※ 写 真
	※証明書番号	第 号	

- 1 ※印欄には、記載及び写真の貼付をしないこと。
- 2 届出者の押印は、署名することにより代えることができる。
- 3 従業員が多数で記載欄が不足する場合は、適宜欄を設けること。

様式第3号(第4条─第7条関係)

(表)



(裏)

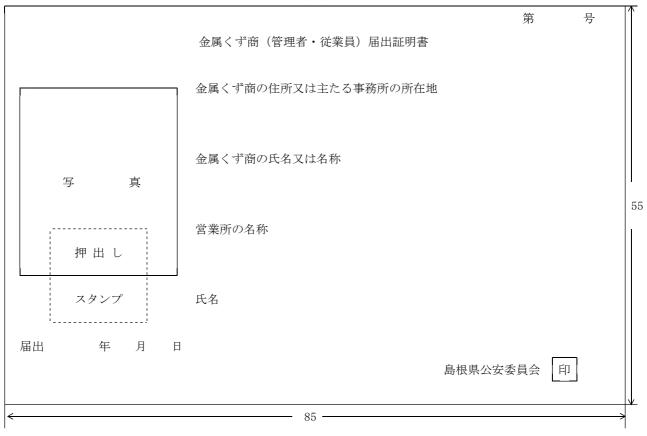
遵守事項(抄)

- 1 行商又は運搬するときは、必ずこれを携帯すること。
- 2 未成年者からは、買受け等しないこと。
- 3 取引の際は、相手方の住所、職業及び氏名をよく確かめること。
- 4 不正品の疑いのある物を取り扱ったときは、直ちに警察官に申告すること。

備考 図示の長さの単位は、ミリメートルとする。

様式第4号(第4条─第7条関係)

(表)



(裏)

遵守事項(抄)

- 1 行商又は運搬するときは、必ずこれを携帯すること。
- 2 未成年者からは、買受け等しないこと。
- 3 取引の際は、相手方の住所、職業及び氏名をよく確かめること。
- 4 不正品の疑いのある物を取り扱ったときは、直ちに警察官に申告すること。

備考 図示の長さの単位は、ミリメートルとする。

様式第5号(第5条関係)

						※届出年月日	
	異	動	尼	i L	Ц	書	
	金属くずの取扱いに関す出ます。	⁻ る条例第	5 条 第	32項の規	定により	、関係書類	を添えて届
						年 月	日
	島根県公安委員会 様		住 戸	「(法人にあ	っては、主た	こる事務所の所在	地)
		届出者	氏 名	、(法人にあ	っては、その)名称及び代表者	の氏名) ^(f)
金	氏名又は名称						
属くず	営業所の名称						
商	証明書届出年月日 及び証明書番号		年	月	日	第	号
	異動年月日		į	新		[E	1
異							
動							
事							
項							

- 1 ※印欄には、記載をしないこと。
- 2 届出者の押印は、署名することにより代えることができる。
- 3 異動事項が多く記載欄が不足する場合は、別紙に記載し、これを添付すること。

様式第6号(第6条関係)

証明書(毀損・亡失・盗難)届出書

金属くずの取扱いに関する条例第5条第3項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

年 月 日

島根県公安委員会 様

住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

届出者

氏 名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

 \bigcirc

金属	氏名又は名称					
人が	営業所の名称					
商	証明書届出年月日 及び証明書番号	年	月	日	第	号
毀損等	証 明 書 の 種 別	属くず商属くず商			員) 届 出 証 明 書	
した	証明書に係る者の 氏名					
証明書	証明書届出年月日 及び証明書番号	年	月	日	第	号
毀損	毀 損 等 年 月 日			年	月 日	
等の概要	概 要					

- 1 ※印欄には、記載をしないこと。
- 2 届出者の押印は、署名することにより代えることができる。
- 3 証明書の種別欄は、該当する数字を○で囲むこと。
- 4 複数の証明書を毀損等した場合で記載欄が不足するときは、別紙に記載し、これを添付すること。

様式第7号(第7条関係)

※ 届 出
年月日

証 明 書 返 納 届 出 書

金属くずの取扱いに関する条例第7条の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

年 月 日

島根県公安委員会 様

住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

届出者

氏 名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

 $^{\odot}$

金	氏名又は名称	
属く	営業所名称	
ず商	証明書届出年月日 及び証明書番号	年 月 日 第 号
返納す	証明書の種別	1 金属くず商届出証明書 2 金属くず商(管理者・従業員)届出証明書
る証	証明書に係る者の 氏名	
明書	証明書届出年月日 及び証明書番号	年 月 日 第 号
	返 納 理 由	 1 営業を継続して行うことができなくなったため。 2 従業員が行商又は運搬に従事しなくなったため。 3 管理者の職を解いたため。 4 証明書の再交付を受けた者が亡失し、又は盗み取られた証明書を回復したため。

- 1 ※印欄には、記載をしないこと。
- 2 届出者の押印は、署名することにより代えることができる。
- 3 証明書の種別欄及び返納理由欄は、該当する数字を○で囲むこと。
- 4 複数の証明書を返納するため記載欄が不足する場合は、別紙に記載し、これを添付すること。

様式第8号(第8条関係)

号 島根県公安委員会 第 金属くず商 - 16 -

- 1 材質は、金属、プラスチック又はこれらと同程度以上の耐久性を有するものとする。
- 2 塗色は、灰色地に白文字とする。
- 3 番号は、証明書の番号とする。
- 4 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

様式第9号(第10条関係)

金属くず受払台帳

		受				入				払	出	
年月		商	品	I		取	月 先		年月	取引	引 先	摘要
日	品目	数量	価格	特徴	住所	職業	氏名	確認方法	日	住所	氏名	加 安
	,,,,,,,						······		~~~~	······		

- 1 品目欄は、金属製品の名称及び品種を併記するものとし、当該名称の識別が困難なものについては、品種ごとに 一括記載すること。
- 2 特徴欄は、特異な形状又は模様等があった場合に記載すること。
- 3 相手方がその帳簿に既に記載されている場合であって、当該相手方の住所等に変更がないときは、氏名又は法人 の名称のみを記載することができる。

様式第10号(第13条関係)

						※届出年月日	
	帳	簿 (毀	損 •	亡失)	届出書		
	金属くずの取扱いに関す	る条例第	11条第	第4項の	規定により		す。 月 日
	島根県公安委員会 様		住 原	所 (法人に	あっては、主た	る事務所の所在	地)
		届出者	氏 名	名 (法人に	あっては、その	名称及び代表者	の氏名) ^⑪
金	氏名又は名称						
属くず	営業所の名称						
商	証明書届出年月日及び証明書番号		年	月	Ħ	第	号
	の毀損又は亡失の別及の概要						

- 1 ※印欄には、記載をしないこと。
- 2 届出者の押印は、署名することにより代えることができる。

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年10月11日

島根県公安委員会委員長 遠 藤 充 子

島根県公安委員会規則第5号

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則(平成14年島根県公安委員会規則第3号)の一部を次のよう に改正する。

別表金属屑の取扱に関する条例の部中「金属屑の取扱に関する条例」を「金属くずの取扱いに関する条例」に改め、同 部第3条の項中「金属屑商」を「金属くず商」に改め、同部第5条第1項及び第4項の項中「金属屑商等の届済証明書」 を「金属くず商等の届出証明書」に改める。

別表金属屑の取扱に関する条例施行規則の部を削る。

この規則は、公布の日から施行する。